

万曆政治における員缺の位置

和田, 正広
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24511>

出版情報：九州大学東洋史論集. 4, pp.38-57, 1975-10-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



万曆政治における員缺の位置

和田正広

目次

はじめに

一 員缺の情況

1 紵事中・監察御史の員缺

2 府県官の員缺

3 総督・巡撫・巡按御史等の員缺

二 員缺と吏治

三 員缺と礎・税問題

おわりに

はじめに

さて、員缺の量的な程度については、『明実錄』に員缺補充の要請が頻現する万曆二十四年六月（これは、礎・税の開始年月である）以降を検索した場合、例えば、同二十七年頃の吏部侍郎馮琦の、方面官の員缺による吏治の頽廩を論じた上疏の一節^③には、

明末、万曆年間（一五七三—一六二〇）の特に同十七年以降に、六科衙門の給事中と、都察院十三道衙門の監察御史（以下、科・道官と略記）を中心とする京官は、次の主要三点につき、三十年間に亘って累累と要請を重ねており、これは皇帝神宗の死去する万曆四十八年七月の時点まで続いた。その一は、員缺（缺員・缺官、以下この意味に従う）の状態に

今天下両司共缺七十余員、郡守共缺二十三員。加以遷転而尚未到任者、奉差而尚未還任者、則是天下見在任事之官与缺官而未任者正相半耳。

ある官員のポスト（缺、員缺^①）を補充し、賢人の任用を行なうこと、二は、「乞休」・「乞罷」、つまり休・退職の要請を承認すべきこと、三は、國家・帝室両財政の窮乏に対する処方策をなすこと、以上である。だが、それらの諸要請に対する皇帝の裁決は、きまつて「不報」「留中」という形であり、裁可は容易には下されなかつた。この三要請の中、二、三の問題はしばらく措き、本稿では、今まで取り上げられたことの少なかつた^②員缺の問題に分析の焦点を絞りたい。

とあって、当時の内外官の中、事実上その半数は員缺の状態に放置されていた、という。このように員缺の数が甚だ多い

ことについては、後述の如く、神宗自身が、万暦三十二年六月（丙戌）、内閣に下した諭示の一節で、「方今、南北両京

の大僚・司属並びに各処撫・按及び各省直方面官員は、見缺數多。」であるとか、或は『明史錄』万暦四十八年七月戊戌

（十七日）の条にみえる遺詔（神宗の意思を反映していると考えられる④）の一節で、「僚采は、半ばは空し」と認める

ところであった。にも拘らず、神宗は、同じく遺詔の一節で、

「内閣輔臣は、亟かに簡任を為せ。卿式大僚は、盡く推補を行なえ。兩次の考選、並びに散館（翰林院庶吉士）・科・道

官は、俱に授職せしめよ。建言廢棄及び磁稅詐誤の諸臣は、酌量して起用せよ。」と言う如く、己れの死亡する時点まで員

缺の補充は遅延させていることがわかる。とくに、磁稅の停

止と同時に員缺の補充が許可されたといふ点から考えて、両者の間には何らかの関係があることが予想される。

さて、万暦二十七年以後と考えられる刑科給事中曹子忭の「官缺政弛回祿示儆、仰乞聖斷以興聖治疏」（『皇明經世文編』卷四一二、「曹鍾二公疏」卷一、所収）において、曹は、當時の閣臣・大僚（九卿と部・院卿式及び外省の総督・巡撫各大臣）・科・道官等の中央京官にみられた異常な員缺の状態を認めたのち、現実に進行する「士風委靡し、民生困苦し、

「辺政頽廢す」の原因について、「咎は人無きに在る」と結論している。

また、馮琦は、前掲同条において、次のような見解を述べている。

竊惟、安民之本、要在修舉吏治。吏治所由舉、則以藩臬郡守為急。郡守總領各州縣而為之師帥。監司執三尺法以糾繩之。若郡守缺人、則郡守之職曠而其所屬亦無人總領而皆曠矣。監司缺人、則監司之職曠而其所屬亦無人糾繩而皆曠矣。……今欲興起吏治、莫如備官而考其成、因人而責其事。而其最要必以藩臬郡守為急。臣竊見皇祖世宗之朝、要緊員缺數日不補、輒蒙詰責、或所推不当、明示別推。皇上勵精圖治、動法皇祖。如臣等知人不明、舉錯不当、望皇上、明以示臣、俾之改圖。奈何一切留中、使人材受其雍、國事受其病哉。

即ち、民生の安定を実現する根本は、吏治の成果をあげる点にあり、吏治の成果如何は、結局州県有司の直接の管理官である知府や司・道が、考察・挙劾の方法で彼らの政績を勤務評定して監督に當るか否かに係わっている、と。ところが、馮琦は、管理官たる知府や司・道が員缺となつて、その職務が放置され、且つ彼らに管理・監督されるべき属僚の職務も放置されることが予想される、まさしく吏治の頽廢する危機的状況を憂慮している。にも拘らず、神宗は、員缺の補充を

万曆政治における員缺の位置（和田）

要請する臣下に対し、嘉靖時の世宗とは打って變つて、彼らの上疏をいっさい中に留めてゐる、と言う。ここに、馮琦が員缺の補充を遅延せしめる神宗の真意に疑問を投げる政治的背景が問題となる。

よつて、以下万曆二十年代より三十年代初頭に、礼部→吏部→礼部の大僚として万曆帝の信望が厚かったといわれる馮琦（一五五八—一六〇三）の見解に主に依拠しながら、（一）員缺の情況、（二）員缺と吏治、（三）員缺と礎・税問題、の三点に考察を加えたい。

一員缺の情況

1 紿事中・監察御史の員缺

弘治十五年の規定⁽⁵⁾に、科・道官の員缺、特に都給事中の員缺は、左右給事中内より、左右給事中の員缺は、給事中内より上奏推陞（考満時以外に員缺を補充する陞官方式）せしめる、とある。また、嘉靖二十七年の規定⁽⁶⁾には、科・道官が急に員缺になつた場合は、在京の部属等官より考選改授せしめる、とある。しかし、後述の如く、科・道官は部属官・評・博・中・行、及び行取された府推官・知州・知県等の中から考選任用された。

左表は、万暦時の内外官に普遍的にみられる員缺の中でも、大量且つ恒常的な科・道官の員缺の事実の一端を示す表であ

表 I 六科給事中の員缺推移表

表 II 十三道監察御史の員缺推移表

46	46	46	45	40	27	27	24	年 万 曆 時 の 月 日	
11	閏 4	3	11	3	2		4		
甲午	庚辰	戊寅	乙丑	己亥	庚申		癸丑		
110 (26)	110 (29)		110 (29)	110 (29)		<140>	110 (29)	額員	
10 (4)	10 (3)		5	4 5		<57> (2)	5 (27)	見員	
100 (22)	100 (26)		105 (26)	106 107 107		<83> (93)	105 (93)	缺員	
91 (85)	91 (90)		95 (90)	96 95 95		<60> (93)	95 (93)	率缺 (%)	
六 『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 甲 午 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 閏 四 月 庚 辰 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 三 月 戊 寅 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 乙 丑 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 丙 子 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 丁 卯 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 戊 辰 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 己 未 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 庚 申 の 条。	『明 実 録』 万 曆 四 十 年 十一 月 辛 酉 の 条。

* 缺員額

× 100 (%)

()内は、南京の場合である。

<>内は、南北の合計である。

科・道官の員缺の多寡の趨勢を実録等によつて調べてみると、それは謂わゆる「癸巳の廷諍」（京官の考察をめぐる处分問題）が挙行された万曆二十一年正月の時点より、かの礪・税問題が発生する同二十四年六月までの間に頻出している。後述の如く、同二十一、二年の両年に削籍等の処分によつて員缺となつた科・道官は、七八十人にも上つた。特に、同二十三年より同二十四年の初めにかけて、科・道官に対する皇帝の処分はピークを迎え、以下に問題とする慢性的な員缺の事態が画期された。例えば、「万曆邸鈔」万曆二十四年正月、「御史馬經綸外任、奪俸存留葉繼美等俸一年」の条には、「御史馬經綸外任、奪俸存留葉繼美等俸一年」の条には、「經綸上言。台省諸臣、為皇上耳目之用。何為一旦自塗其耳目。初降斥吳文梓等、已降調夏之臣等、又勾降耿隨龍等、旬日之間、共謫言官三十有四人。去者不明署其應得之罪、適以成其名。留者不明署其姑怒之由、徒以增其愧。以泥沙視賢才、以草芥待台省。辱國傷体、莫此為甚。此萬曆二十三年以来、第一大虧損事也。……皇上年來厭惡言官、動輒罪以脣擾。今忽變而以藉口無言罪之。……とあって、御史馬經綸は、万曆二十三年以来、うるさいと言ふかと思えば途端に口をつぐむなどといふ如くで、罪名の明記や留任の理由も不明な不當極まる処分が科・道官に對して続いた結果、現在合わせて三十四人が謫戍させられた、という。邸鈔には、この外に二回の処分が見えており、これ以後も亟

万曆政治における員缺の位置（和田）

税の始まる直前の同二十四年五月までの間に、今回の馬経綸らの処分を除いて、「謫戍為民」等を内容とする科・道・部属官に対する計五回の嚴重な処分が続いている。

同じく『万曆邸鈔』万曆二十三年二月の条には、張学正ら四十八名が南・北の科・道官に考選されたことがみえる。この数量は、七八十名より百二十名ほどが考選される通例に比べて著しく減少している。この点に関連して、『明実錄』万曆二十四年四月癸丑の条には、

大學士陳于陸沈一貫奏、昨日臣等出閣到朝房、接見吏部左侍郎孫繼皇都察院左都御史袁貞吉左副都御史張養蒙並言、科道缺人之多、未有如今日之甚者、行取一事、不容再緩。查得、六科給事中、見在止有掌科一人、署印五人、冊封又該二人。此外守科僅有四人。十三道中無一人坐印、止借巡視京嘗御史一人暫管。其外巡視光祿一人、巡視五城三人。……今日行取命下、尚慮其晚。至如給事中羅棟邵庶劉為楫、御史馮心鳳趙標俱待次闕下、動至經年。每王啓事概未發下。在吏部又言。科・道之缺不補、則中書行人推官知縣等缺不出而選法益將窒碍難通。……疏入。不報。

とあって、先表I・IIにみる給事中の缺官率七十六%、御史の缺官率九十五%の内訳が記されている。このパーセント自体、歴史上の限定された期間のある瞬間を表現したものであ

つて、このような高率の員缺が表中の他の缺官率と併に一貫して継続していたとは到底考え難い。恐らく、それらの缺官率は、変動する振幅の頂点を表現したものであつて、部分的には補充のなされたことは事実であろう。しかし、右の史料に、科・道官が行取・考選の裁可を要請して一年にもなろうとするのに、まだ神宗の許可が下りないとあり、且つ後述の如く、行取・考選の遅延は恒常化していたのであれば、変動の振幅は意外と小さく、通常の平均的な缺官率は高率であつたことも事実ではなかつたかと考えられる。なお、部・院大僚が再び行取の裁可を遅延させないようになると要請したのは、前年の万曆二十三年の末までに行取の令が下されておらず、同二十四年の現在、まだ考選が挙行されていない事実を示す。要するに、『万曆邸鈔』万曆二十四年十月の条で、前述の張養蒙は、

一曰科道之職漸輕。夫給事中司參駁、御史獨在糾彈。七品卑官、百僚震肅。祖宗朝廣設耳目、正以防壅蔽之奸、職掌固甚重也。年来以漸輕矣。旧鋗者有賢有否、不知其尽鋗之由。新勾者有語有默、不知其混勾之故。五科都給事中久虛不補自昨年始、御史曹學程久繫不釈、自今年始。西台東省、列署半空。

と述べ、科・道官の半数は依然として員缺の状態にある中で、五科の都給事中が長期間に亘つて員缺状態になつたのは昨年

より始まり、御史曹学程が久しいあいだ逮捕されたままであるのは今年より始まる、といふ。この指摘によれば万曆末年まで顕著な変動もなく一貫して継続した科・道官の員缺は、が一つの画期をなすことになる。

この外、後述の如く、万曆三十年二月、神宗は自病の悪化によって、一時科・道官の補充を命令したが、翌日には俞旨を撤回した。また、同三十四年三月、河南道御史張大謨は、北京政府の目下の員缺について、およそ以下の如く上疏した。このごろ、員缺にあつた御史のポストに翰林院庶吉士内から八員を補充せよ、との許可が下りた。しかし、丁憂・養病及び陞任する者が十四員あつたため、八員の補充をもつてしても、なお六員六差の員缺を生じた。また、廣東巡按、河東巡按・巡鹽、陝西茶馬は、俱に一・二年も員缺にあり、且つ南畿提學も半年の員缺状態にあつた。京畿の北直隸では、提閔・兩学・巡鹽・順天巡按にあつて、出巡する者を除けば、京堂で御史の職務を掌るものは、張大謨と何爾健の兩人だけである。止むを得ず、張大謨は巡視京當と巡視光祿寺を兼ね、さらに七道の印務も兼管しなければならなかつた。何爾健も、通倉の督理を命ぜられたほか、城工も兼管させられ、さらに数道の印務も兼ねている。よつて、両者とも、一日として暇給せざる状況にあつた。この外、五城十庫、太倉巡青、節慎

庫、皇城四門、蘆溝橋の各巡視、及び朝中侍班、各處監理の各官に至つては兼管するものさへない、と。

あるいは、万曆四十七年三月、ヌルハチを征伐するために、四路より出兵した明軍が、サルフの決戦において壊滅させられた、との報道に接した首都北京は、官吏士民より商賈に至るまで携居避難して去るという戒厳情況下にあつた。しかし、これとは逆に、首都に向かって飢民・遊食・僧・道・把棍・白蓮紅封等教徒や、ヌルハチのスペイ（奸細）等が殺到・潜入するといった警戒すべき險悪な情況も現出していた。このため、閣臣の員缺によつて、ただ一人だけ内閣に取り残された首輔方從哲は、右の情勢に対処するため、員缺にある「都察院五城御史を差し、九門に及びて巡視せしめよ」と懇請したが、依然として中に留められた。

最後の万曆四十八年正月、方從哲は、内外ともに万難の危局にみまわれながら、しかも一向に深宮より出廷しようとした神宗に対して、「急かに内治を修め、以つて外侮を禦ぎ、速かに大僚を補い、く科・道を補い、章奏を概発されよ」と題本し、官僚機構の壞に至る事態を憂慮して再建議を要請したが、結局裁可はなかつた。

2 府県官の員缺

知府（定員、一五九）の員缺は、官恩生の歴俸六年以上で才能ある者を陞授させる隆慶二年の規定¹⁰がある。しかし、万曆政治における員缺の位置（和田）

明・陳瑚編『嘉靖癸丑（三十二年）科進士同年便覽錄一卷』

（『明代登科錄彙編』所収、補註参照）によれば、知府の員缺は、郎中より補充されるケースが最も多く、次いで御史より補充されている。知州（定員、二三四員）・知縣（定員、

一一七一）の員は、歲貢出身の教官で、過去に撫・按に薦挙され、且つ考語の優れた者を陞補させる嘉靖四十二年の規定^⑪がある。しかし、右の便覽錄によれば、知州の員缺は、進士より補充されるケースが多く、次いで知県より補充する例がみられる。府推官・知縣の員缺は、觀政一辨事進士中より進士新任官として補充されるのが通例である。

府県官が員缺となる事態には、二つのケースが考えられる。

一つには、三年ごとに地方官に対して行なわれる黜陟を伴う勤務評定（朝勤考察・大計・大察）によつて黜陟された官僚のポストが補充されない場合である。例えば、万曆二十七年四月、吏科都給事劉為楫が、「夫れ、銓政には揀選あり、急選あり、大選ありて、虚しき月なし。推陞・查缺も虚しき日はなきなり。矧や大計汰黜の後、府州県正官、各處監司は多く缺く。時に及び推補すること、何ぞ緩むべけんや。」と上疏して、考察後に黜陟された多くの府州県の正官（長吏丞・主簿）のポストは補充されず、員缺は慢性化していると指摘するのはこの場合である。後述する万曆三十二年五月の

沈一貫の上疏にも同様な指摘が見える。

府県官が員缺となる二つのケースは、行取・考選の遲延による場合である。例えば、『明実錄』万曆二十四年閏八月丁卯の条に、

大學士趙志皋奏。……六曹章疏奏發有期。數年以前、皇上雖不視朝、章疏隨時即發。……乃今一概不發。……至奏請行取、蓋選賢與能以司耳目也。內而台諫不可久虛、外而知推不宜久滯。且使部中進士待選與起復養病補任者不致久稽也。又內而部寺之陞遷、外而藩臬之聽補守候甚久。胡可遲之。……疏入。不報。

とみえる首輔趙志皋の上疏の内容は以下のようである。府推官・知州・知縣の治績優秀なものを北京に召還する行取の許可が下りないために、本来彼らを任官に先立つて、成績審査の上で科・道官に選考する考選の作業も行なわれていない。従つて、科・道官のポストは員缺の状態にある。また、府推官・知州・知縣は考滿（考課を伴う任期満了）を過ぎても留滞している一方、三年ごとに生み出される三百余名の六部等の見習進士が新任官として任命される。それらのポストが塞がつてゐるために、彼ら進士の就職はない。以上である。右にみえる行取の回数と考選額について、万曆二十七年頃の馮琦は、『北海集』巻三四、銓部稿、為考選部屬已奉旨、併懇点用台省以光大典疏の一節で次のように指摘している。

臣等考選過堪任部屬官共十六員於四月初九日。待旨。中外歎喜動顏色。惟是擬授科道官、未奉欽點。臣等職在用人。寧忍嘿然。看得往歲行取一年一次。獨今次最遲。

往歲考選科道官、或百余員或七八十員、獨今次最少。計各官行取到京已二年有半。以丁憂去者三人、以終養去者一人、今鬱鬱以病去者又五六人。夫被召而來、不授一官而去、既非人情亦損政体。

右によれば、行取の回数は年一回であり、科・道官の考選額は七八十員ないし百余員に上つたという。なお、行取は十二月に行なわれて、翌年の正月に考選が挙行されるのが通例である（註13参考）。しかるに、今回の考選は四月九日に挙行されているので、行取は随分と遅れている。しかも、考選の許可が下りたのは部属官十六員だけで、行取されて來た地方官は考選の対象とならず、これらの地方官は、長いものでは二年半も待たされたあげく、進退極まり丁憂・終養や病気等の理由で帰郷する者も出てきたといふ。

問題は、遅延しながらも行取されてきた府県官のポストは完全に補充されたかという点である。この点について、「明実錄」万曆二十五年正月乙卯の条には左の如き指摘がある。

大學士趙志臯請用吏部尚書言。今吏部掌印無官、四司諸務停閣。昨冬十二月、大選遂至罷廢。内外官員待補者六七十人、久或至一二年。行取官員未得俞命、致令旧者不

陞、新者無缺。台省差遣乏。各處司道守令懸缺未補者甚多。此皆祖宗二百年來未有之事。

右によれば、このとき行取の許可が下りて北京に召還された府県官は、考選の俞命が得られないために科・道官へ陞任できずに、進退極まっていたことがわかる。その結果、科・道官のポストが員缺の状態にあつたことも理解できる。問題は、行取によって北京に召還された府県官の旧ポストが依然として甚しい員缺の状態にある点である。しかも、それら旧任官のポストに補充されるべき在京の見習進士の就職口は塞がっている。これは矛盾である。恐らく、この矛盾は、考選の裁可が下つて、それらの進士が旧任官たる府県官のポストに補充される時点で解決するであろう。だが、後述の如く、行取・考選は神宗の政治的意図によって、万曆末年まで遅延したのであれば、府県官の員缺が以後も断続的に発生することは避けられない事態であつたといえよう。

次に、方面の管理官の範疇としても扱える知府にみられる多数の員缺については、既述の万曆二十五年、同二十七年に指摘があつた。同二十七八年頃の吏部侍郎馮琦の上疏には、「今、……郡守は共に二十三員を缺く⁽¹⁴⁾」とみえる。さらに、万曆三十三年五月、吏部左侍郎楊時喬は、「郡守缺至四五十員⁽¹⁵⁾」と上疏している。

同三十七年六月の時点で七八百人にも上っていたとの指摘がある。⁽¹⁶⁾

3 総督・巡撫・巡按御史等の員缺

総督・巡撫・巡按御史や、ときには知府とともに方面官とも呼称される司・道の員缺、例えば布政司参政・按察司副使の員缺は、布政司参議・按察司僉事内の「資望稍深、地理相近」なる者より補充する嘉靖六年の規定⁽¹⁷⁾がある。布政使・按察使二司官の員缺、例えば左布政使は右布政使より補充する規定⁽¹⁸⁾があった。北京都察院の属官である十三道監察御史百十名の中、二十一員が天子の特名を帶びて外省を接臨する巡按御史の員缺は、前述の如く、府推官・知州・知県を中心にして、その他在京の部属官や評・博・中・行等官より補充された。巡撫都御史の員缺は、六部・都察院・通政司・大理寺の三品以上官の会推（廷推）によって、（布政使・按察使等官より）補充する嘉靖十四年の規定⁽¹⁹⁾がある。總督陝西三辺・宣大都御史、並びに薊遼・兩廣總督の員缺は、万曆五年以降大九卿堂上官と科・道官との会推によって、（主に巡撫中より）補充された。しかし、万曆五年の題准は、三辺宣大總督も、薊遼の例の如く五軍都督府官を参加させないことを規定した。

布政司・按察司官（司・道）の員缺について。万曆二十四年七月、後述の四川道御史汪以時は、全般的な地方官の弊害

を、司・道缺官の具体例として上奏した一節で、その補充を要請したが、回答はなかった。同月、吏部文選司郎中唐伯元も、方面官の員缺の補充が遅滞する原因が、「数月以来、（員缺補充の題奏は）すなわち概に中に留めて答えるものあり⁽²⁰⁾」という皇帝の態度にある点を指摘した。同三十七年頃、既述の吏部侍郎馮琦は、「今、天下の両司は共に七十餘員を缺く」と上疏して、監司一司・道の甚しい員缺を報告した。

これ以後も、司・道の員缺は容易には補充されなかつたらしい。例えば、万曆三十四年以前を回顧した沈德符は、「近年、……藩臬の官は、十に九は皆な彼れ此れ互に兼ね⁽²¹⁾」とか、同四十年以前を回顧した謝肇淛は、「壬辰以後、……藩臬（で）十の七は空署なり。事は多く兼攝して、民は愈いよ便ならず⁽²²⁾。」などと証言しているのである。

總督・巡撫・巡按御史の員缺について。万曆二十八年九月頃、吏部侍郎馮琦は、「今、天下の巡撫中、一命を待つも未だに下らざる者四人、久しく缺きて補わざる者一人⁽²³⁾」とか、「南北大僚及び各邊方督・撫は、共に十六員を缺く⁽²⁴⁾。」と上疏して、地方の吏治を總管理すべき員缺又は准員缺にある沿辺・沿海の五巡撫（宣府・山西・遼東・雲南・福建）、或是員缺にある邊方の總督を補充することを目前の緊急課題として要請した。同三十二年六月、神宗が内閣に下した諭示の

一節には、「方今、……各処撫・按及び各省直方面官員は、見缺數多なり⁽²⁶⁾。」とある如く、皇帝自身が、撫・按・司・道等官にみられる多数の員缺の事実を確認している。同三年五月、既述の吏部左侍郎楊時喬は、「今、……督・撫重臣は、經年席を虚しくす⁽²⁷⁾。」と上疏した。特に巡撫については、同三十七年の廣東・応天、同四十年の四川の事例の如く、候代の巡撫に対する後任巡撫の任命が長期間放置される傾向にあつた⁽²⁸⁾。また、巡按についても、同三十五年十二月、左副都御史詹沂は、「天下の按差は、三十余處に過ぎず。しかるに、今はその中ばを缺く⁽²⁹⁾。」と上疏して、遼東・宣大・甘肅・淮揚・廣東・福建・江南・雲南・廣西（「缺已四年」）・陝西・貴州等の巡按、及び陝西の茶馬、河東の巡鹽各御史の員缺を指摘したが、このときの巡按の員缺は、實に半數以上に上つた。

万曆末年でも、例えば、同四十一年十一月の署吏部事兵部尚書王象乾の上疏に、「總督・巡撫たる者、其の四を缺く。其の間、已に点（用）して未だ到らず、命を承けて疏辞する者は、これに与からず⁽³⁰⁾。」とみえ、同四十七年二月に、「薊松・湖廣・長蘆^(巡鹽)・兩淮・河南・淮揚の（巡按・巡鹽御史の）ごときは、遠きものは二年、近きものは数月なり。みな（補充を）題するも、いまだ（聖旨は）下らず⁽³¹⁾。」とか、同年六月に、「應天・雲・貴は、何れも等しく要地なり。かかる

に巡撫の推（点）は、しばしば催すも報ぜず。……各処の接差も多きこと十余に至るも、おおむね点用せず⁽³²⁾。」とみえる首輔方從哲の一連の上疏によれば、督・撫・按各臣のボストは、その多くが依然として員缺のまま放置されていた情況を窺うことができる。

なお、以上の外に、六部の各司屬官、九卿大僚、閣臣、司礼太監等の員缺についても検討を加えた結果、員缺の甚しい情況が確認されたが、紙幅の都合でそれらは一切割愛した。

二 員缺と吏治

一直隸十三布政使司における、王朝國家の吏治体制—官僚支配をテコとした人民支配の貫徹の場において、地方官の総管理者としての職責を担うのは撫・按であると考えられる。中でも巡撫の員缺が吏治に及ぼす憂慮すべき影響について、馮琦は、万曆二十八年九月頃に、以下の如く上疏した⁽³³⁾。

竊惟天下大計、欲興吏治、莫急於腹裏之撫臣。……今天下巡撫中、待一命未下者四人、久缺不補者一人。……若上視其官可有可無、則名雖任人而委寄之意已輕。彼視其身可進可退、則名雖任事而考成之心漸懈。屬吏視其事可行可止、則名雖申飾而粉飾之態必多。小民視其令可從可違、則名雖奉行而警惕之心必少。以此安内、下僚必至於輕上官。以此攘外、夷狄必至於輕中國。臣等竊謂、百官

万曆政治における員缺の位置（和田）

員缺皆当速補、天下章奏皆当速下。而就中最急最要者、則巡撫去留是也。

即ち、神宗が巡撫の進退を両難せしめることは、それ自体巡撫に在外官の総管理を委任した意義を損うものであるが、一方巡撫にしても、官僚の成績を評定する熱意などなくなる、と。問題は、進退ままならぬ巡撫の布令が下僚に欺瞞行為を発生させて、國家の法令の権威を低下せしめている事態である。

この点は、司・道の員缺と吏治との関係を検討する中で、より具体的に理解される。まず、司・道の員缺が直接に国家の官僚支配に影響を及ぼす点について、万曆二十八年頃、馮琦は、『北海集』卷三五、銓部稿、為司道缺官尚多推除章奏久格、懇乞聖明留意点用以裨吏治疏、の一節で次のように指摘している。

天下之治、撫臣總其大綱而藩臬理其衆目。唐臣姚崇論治惟在擇十道觀察使耳。今之監司即古之觀察、就一道之中而分為各道者也。國家設法最密、馭吏最嚴。若司道久虛、則既無執法之官、法何由振飾、既無察吏之官、吏何由勸懲。即今大察伊邇、采訪官評。撫按參劾、全以司道開報為拠。蓋司道与群有司、相習其才品政事、耳目甚真。若無司道、則名實必混、臧否必淆。撫按何所責成、部院何所憑信。

即ち、吏治を総管理する撫・按は、執法・察吏の官として府州県有司の才能・人柄・行政態度等に習熟している司・道より、考察・挙劾の資料である官評を採取している。もし、司・道が員缺にでもなれば、有司を評定した撫・按の官評は、有司の名声と實際、又は清官・貪官の區別等が正當に評価されない矛盾にみちたものとなる。よつて、撫・按の職責とともに、撫・按より受理した官評をもとに、朝覲した在外官を考察する吏部・都察院の職責も形骸化して、國家の官人支配の目的は達成されない結果を生む、といいうのである。

また、司・道の員缺によつて、代理の兼官が意図的に政務を怠らない場合でも、吏治に頽廢の生ずる点について、馮琦は前条に引きつづいて次のように述べる。

且天下藩臬官員、皆有兵馬錢糧之責。辺方即留以候代、腹裏皆別道帶管。候代之官、身已將去、必不肯積樂成而更為慮。始舍居易而更為困難。政令一切因循、郡邑不復稟、畏於旧任未必盡職、於新任久已曠官。若別道帶管、更多未便事難。兼攝官係代庖、且近者三四百里、遠者五千七百里。即如窮民下姓、有迫切莫白之冤、困苦無聊之狀、豈能往返千里而控訴于司道之庭哉。

即ち、異民族と境を接する辺方の司・道が員缺（つまり、解任の許可が下りて、後任者への任命の許可が下りない状態）となつた場合、前任官は後任官が到着するまで現地に留まつ

て待機しなければならなかつた。しかし、彼らは、その間にあつても行政上の責任を負うのであるが、現実には、職務からの解放を約束された謂わばほつとした状態から、再度政務に苦慮する場に立戻るのを好むものはない。そのため、政令はいゝ加減なものとしてみなされてるので、有司は政令に対する再報告を行なうものはいない。一方、内地の司・道が缺員となつた場合は、（撫・按によつて選ばれる錢穀・軍屯・兵戌・塩馬等の何れかを職掌する近便の地にある³⁴）別道の司・道官が職務を兼官代行（兼攝）した。だが、彼らは、兼官した職務や該地の政情には不馴れた代理をつとめる官（代庖）に過ぎない。おまけにその管轄範囲は、近いところで三四百里、遠いところでは五百里から七百里もあつた。従つて、貧しい小民が、たとえ無実の裁きを求めて司・道に控訴しようとしても、それは事実上不可能に等しい相談であつた。以上である。

次に、司・道・知府の員缺によつて、兼官して職務を代行する別道官や、臨時事務取扱いともいふべき府の佐式官の意図的な行政上の怠慢に基づく吏治の頽廢する事態をみよう。例えば、馮琦は既述の万曆二十八年頃の上疏の一節で、

今天下両司共缺七十余員、郡守共缺二十三員。……州縣有司、無人表率渙散於下、貧者益貧、肆者益肆而百姓寃枉多鬱鬱不能伸。雖有署印官員、止是承行文書、終以為

非己專職。凡有難難者、必留之以待後來。即此待之一念所誤於政事者已不少矣。臣等因今次考察、真見天下吏治、自知府以下佐式署印者必多方要錢、彼以其民為非己之民也。即如近地一年無雨二麥不收、百姓嗷嗷朝不保夕。彼署事之官、肯預先申請否、肯多方賑濟使民沾惠否。如近日盜賊生發道路艱虞、彼署事之官能無淹匿否、能設法擒捕而所差之人亦肯用命否。天下惟行吏政最難最勞、而惟虛文甚易甚逸。若上面無人稽核、則彼下僚誰肯舍逸就勞、舍易就難、以為百姓長久計者。

と述べる。つまり、布政司・按察司官並びに知府が缺員となれば、州縣有司は無責任となつて、貪官の搆取はエスカレートする結果、人民のくやしい思いはつのる。たとえ代理の官員があつても、彼らは行政文案の取りつけを行なうだけであり、難問題にでも出あうものなら、決まつて後任者にゆだねようとするが、このよだんな行政上の態度こそ實に政治を誤るものである、といふのである。例えば、当事者である馮琦が朝覲考察した結果によれば、当時の知府の職務を代行する府の佐式官は、大抵は私欲の遂行に奔走しており、僉事以上の司道官で、缺員にある他道のボストを兼管する者は、己れの関知する所にあらず、と無責任な態度を取り、政務を頽廢せしめている。また、畿輔一帯では、大小麦の生育に必要な年

間の降雨量がえられず、収穫に打撃を受けた結果、農民はその日の糧を得ようと終日悲鳴をあげているのに、当地の代理官で救濟策を上級官庁にすすんで申請するものはいない。同じく畿輔一帯では、近日（官僚の家族十数人が殺害されるなど）盜賊の活動が盛んとなり、道路は困難と憂慮の事態にみまわれたが、当地の代理官で盜賊の逮捕と事態の收拾を図る能力のある者はおらず、一方代理官の命令で盜賊の逮捕に出向いた者も同様に命令どおりに仕事をしていない、と証言している。

さらに、知府の管理を受ける知州・知県の員缺による吏治の頽廃は、どのような状況にあつたであろうか。『明実錄』万曆二十四年七月戊辰の条に載る地方官の員缺の害に関する御史汪以時の上疏の一節には、次のように言う。

四川道御史汪以時奏地方缺官之害。……至于郡縣守令、最為親民。民之倚命守令、不啻赤子于其乳母。使郡縣而可缺官、則是赤子而可断乳也。使守令而可常使署攝、則是赤子而可終歲寄養也。蓋專管如押置之典守。故任怨勞而不辭。攝職若伝舍之經行。誰肯竭心力以從事。乞行推補。不報。

親民の官であることが要求され、且つ人民における最前線の位置にある知府・知州・知県（特に知州・知県）等の長吏が員缺となることは、赤子に乳を飲ませないと同然である。

また、員缺となつたそれらの長吏を補充せずに、（佐式官等に）職務を代行（署攝）させることは、赤子を年中他人の家へ里子に出しているようなものである。そもそも、専任官とは、質庫の保管者みたいなものであり、それ故に労苦をいわざ職務に励行する。ところが、臨時事務取扱い（攝職）となるとそれはいかない。彼らは、いわば駅舎の飛脚みたいなものであるから、煩雜な行政に神経をすりへらそとするものはない、と。

右の如き、地方官の員缺と無責任な代理行政が生むと予想される吏治の一般的頽廃は、結果的には如何なる社会問題として現象したであろうか。この点について、首輔沈一貫は、『明実錄』万曆三十二年五月丙子の条で、左のような指摘を行なつてゐる。

大學士沈一貫言。……今年大察之後、天下官員多缺。從來官府之空、未有如此之甚者。司道有缺、各道帶管。而代管者或遙在千里、或兼攝數道。知府有缺、佐式官署印。而佐式官率多拳貢監生出身、日暮窮途、既無為民之念。又乏治民之才、撫理貪濶不治、民生日蹙、盜賊多起。故今年福建有白蓮社之盜、廣東有珠池之盜、雲南有嶍峨之盜、皆由地方無官之所致也。

この中で沈一貫は、依然としてこの時点でも司・道・知府の員缺が甚だ多く、それらの府州県では、数道を兼ねる司・

道による職務の代行や知府の員缺のばあいは、佐式官が事務取扱いとなり、しかも彼らは、舉人監生、貢監生といった二級クラスの出身によつて、資格主義の厚い壁の前に、正式に知府になる道はなかつたから、民生の安定に努める意思もなく、且つ才能もないのに、勢い彼らは私腹を肥やすのに専念して貪官と化する。そのような結果発生したのが、福建の白蓮社の盜賊や廣東の珠池の盜賊、或は雲南の嶍峨の盜賊であった、といふ。

地方官の員缺による吏治の頽廃と社会不安の増大という点については、さらに、次のような史料があげられる。『御選明臣奏議』卷三五、極陳時弊書、万曆四十三年、熊明遇、には、

臣竊惟、春來天鼓兩震、流星星隕、地震二十八天、火九、雨、女妖、兵端、吐火、即春秋二百四十年間、未有稠於今日者。……敢以八憂五漸三無之說進。今內庫太實、外庫太虛、可憂一。……吳民喜亂、冠履倒置、可憂八。八憂未已、五漸繼之。太阿之柄、漸入中涓。……商旅之途、漸至梗塞。五漸未已、三無繼之。匹夫可熒惑天子、小校可濫邀絲綸、是朝廷無紀綱。滇黔之守令、皆途窮、揚粵之監司、多規避、是遠方無吏治。

とみえ、雲南・貴州の有司は困窮を極め、廣東（廣西？）の司・道は大低忌避行為が多く、吏治はない、といふ。これは、

恐らく知府・知州・知縣や司・道の員缺によつて、事務取扱いの佐式官や職務を代行する他道の司・道官の行政上の無責任な態度より発生した事態ではないかと推測される。なお、右の八憂・五漸・三無中には、帝室財庫が充実して政府財庫が窮乏し、江南地方の民衆が叛乱を喜び、儒教の當為のモラルが低下し、政治の実権が宦官に掌握され、商人の商業活動が制約され、小人や下級武官が（貢獻によつて）天子のご気嫌をとる、などとみえる。これらの一連の指摘は、言利の臣（一部の宦官や下級武官）の進言が奏功して礮・稅が始まり、宦官内使が商民に苛斂して、民變の激発と國家の正額錢糧が減少する、といふ情況を示唆するものである。

三 員缺と礮・稅問題

万曆十七年以降、「酒色財氣」に溺れていった如き皇帝神宗の執政の怠慢に關する指摘は、『明実錄』に多く見える。從来、神宗の金錢に対する異常な程の執着心—好貨の癖は、中國歴代の帝王中その例をみないものであり、且つ内外官の員缺の由來は、神宗が俸給を出すのを惜しんだためである、等の理解がある。³³⁾

一方、礮・稅すなわち礮課と商稅の科派の設置については、商品經濟の展開の中で、十六世紀末（万曆中葉）の明の宮廷が奢侈生活のための出費、並びに三大征の戰費や二宮・三殿

万曆政治における員缺の位置（和田）

の焼失によるその造営工事の費用等による王朝財政の窮乏化があり、それに対し、そこに乗じた言利の臣下による磁山の開採と商税の増徴策の提案があつた。しかも、この磁・税の徴収のためには、宦官が全国各地に派遣された、といわれている。⁽³⁸⁾

右の見解によれば、奢侈生活の一途の反映と考えられる。神宗の財貨欲は、歴朝にみられる現象とはいえ、それが歴代皇帝中に比類ないほど異常なものであつたといふ点から考えてみて、そのような神宗の財貨欲なるものは、明廷を奢侈生活に耽溺せしめた程の商品經濟の展開に規定されていたものといえよう。同時に、王朝財政の窮乏を一要因として発足した磁・税自体が、商品經濟の展開に規定されたといふことも多言を要しない。

さて、謂わゆる磁・税体制が、員缺の状況とともに万曆末年まで約四半世紀に亘つて一貫して存続し続けたといふ点は、既述の通りである。両者には密接な因果関係のあることが予想される。かかる関係を考慮すれば、単に神宗が俸給の支払いを惜しんだという点のみに員缺の原因を求めるのは、皮相な見解に思われる。それでは、員缺を生んだ背景はどこにあるのであろうか。かの馮琦の『北海集』卷三五、奏疏、銓部稿、為考選已久待命無期、懇乞聖明蚤下俞旨以慰衆望以全大

典疏には、

以、今之考選遯于甲午之歲、隔幾年矣。遲三年而始得行取取矣。遲一年有半而始得考選。其得至今日、已經幾次遲留幾年頓挫。而今日濡滞又復經時。以皇上英斷、何難於此而直為此遲也。即聖意非群下所能測。而論天下士氣、則幾折而盡矣。

とみえ、この中で、馮琦は、（既述の万曆二十三年以来）科・道官の行取・考選を幾年にも亘つて遅留・頓挫せしめたといふ神宗の真意を測るのは不可能だ、との皮肉をいう。また、万曆三十六年十月、病氣療養を理由に退廷した首輔李廷機は、『李文節集』卷五にみえる同年三月四日の「催考選揭」の一節で、同様な指摘をしている。

これに対して神宗は、例えば、科・道官の考選を要請した閣臣沈一貫（在位、万曆二二一同三四）に左のように回答した。⁽³⁹⁾

本月十九日、該閣臣沈掲帖、奉聖旨。行取之選、自有該部院題請。何乃諸臣要眷沽名紛紛瀆擾煩激。是以延遲非有他故也。

即ち、神宗は、行取・考選を遅滞させるのは、吏部・都察院の題請にことよせて、他の諸臣が自分の売名行為のために数多くの要請を重ねるためだ、という言訳をする。

ところで、皇帝がいう紛糾たる「瀆擾煩激」とは、『明実錄』万暦二十八年正月甲戌の条の南京の科臣祝世禄の見解によれば、

南京吏科給事中祝世禄上言、皇上之遲遲考選、不過厭新進之詬擾也。……今天下爭言、皇長子典礼、……補閣臣、

酌經費、……罷榷礮、……弭災、……。言官又何措其煩言哉。如其時事日非、亂徵屢見。豈必言官、上自執宰下迨雜流、誰不可言亦誰忍不言哉。陛下、母以言為墳、厭其言而併囚^マ其人。一旦下考選之命、以快人臣之望、幸甚。不報。

とあるように、皇太子の冊立問題、閣臣の補充、經費削減、礮・税の撤廃、水・旱等による被災者への救済策等を内容としている。つまり、言官は、神宗の政治そのものの批判をなしているともいえる。その故に、神宗は、そのような政治批判を口にする科・道官（言官）を特に厭惡している。これに対し、祝世禄の反論は、神宗政治のあり方に異議を唱えるのは最も言官に限らず、上は首輔から、下は雑途出身の下級官吏まで、誰でも主張するところであり、従つて、「詬擾」は厭うべきものなのではなく、官僚特に科・道官の考選は、すみやかに行うべきである、という。ところが、神宗は祝世禄の主張に對して回答しなかつた。

では、考選を遲滞せしめる神宗の意図は、時局のどの問題では、考選を遲滞せしめる神宗の意図は、時局のどの問題

との密接な関連の下に設定されていたであろうか。例えば、既述の『明実錄』万暦三十年二月己卯の条に載る、神宗が自病の悪化によつて大学士沈一貫に与えた諭旨の冒頭には、

上有疾、召諭輔臣、罷礮税、獄逮繫、補科道、復建言諸臣職。

とみえ、礮・税を罷めること、並びに礮・税問題に係つて獄に下つた者を釈くこと、及び科・道官を補すべきこと、以上のほか、それぞれに關連した建議を行つて除籍された諸臣を原職に復すべきこと、等が伝えられた。これは、万暦二十四年六月の礮・税設置に對して、神宗皇帝の一応の反省があるものと考えられる。（但し、この神宗の文言に對し、宦官層がどのような反応をみせたかは不明である。）この愈旨から考えて、員缺の原因たる行取・考選の遲延は、礮・税問題に係つてゐることは自明なのである。

礮税体制が存続する限り、王朝國家の徵稅体系における、官僚支配と宦官支配との謂わば二重体制の生み出す深刻な矛盾は、決して解消する性質のものではなかつたことが考えられる。しかるに神宗にとつて、主要な流通手段たる銀を入手して、徵稅財源たる商品流通過程を掌握する目的遂行のためには、宦官内使の十全な活動こそが要請された。従つて、そのような宦官内使を制約する恐れがあるとみなされる官僚の機能を完全なまでに停止せしめること、これが内外官を員缺

状態に放置した神宗の真意であると考えられる（但し、以上の点の十分な説明は、礎税徵収における宦官体制の究明を待たねばならない）。

中でも、宦官内使が差遣地において直接に対応するのは、府州県の守令有司と、商品流通の要衝に皇帝の欽差官として派遣される閲視給事中や按差・巡按・巡塩・巡茶等御史の謂わゆる糾劾官僚たる科・道官とである。^① また、既述の如く、行取・考選は、毎年、府推官・知州・知県（三者の定員は千五百六十四）中の治績優秀者七八十人より百余人が中央政府（吏部・都察院）に召還されたのち、成績審査の上で科・道・部属官に選任される任用方式である。とすれば、神宗が行取・考選を遅滞させた背景には、礎・税の貫徹上に障礙となりうる府州県有司と科・道官との両者を、同時に大量且つ継続的に員缺状態に放置せしめる、眞に一石二鳥の便法としての意義が指定されていたものと言わねばならない。

おわりに

以上みたごとく、万曆年間には各級の官僚定員に缺官が多く、それは特に言官（言路）である科・道官や、地方政治の要職である撫・按・司・道並びに守令などに多かった。このような員缺の中にあって、皇帝神宗が、特に甚しい情況下にあつた科・道官の員缺の必然的前提をなす行取・考選を遅延

せしめたのは、神宗にとって、主要な流通手段たる銀を入手して、徵稅財源たる商品流通過程を掌握する際に機能する宦官内使の十全な活動を保証するためであつたと考えられる。その理由は、商品流通過程に差遣される宦官が該地方で対抗関係に陥りやすい直接の対象として、一年内外の短期間に全國三十余處に欽差される巡按・巡塩等の御史や、府県官があげられるからである。ここに、府県官の一定部分、つまり合わせて約七八十名より百余名もの府推官・知州・知県を毎年北京に召還したのち、任命前に成績の査定を行なつて科・道官のポストに選考する任用方式である行取・考選が遅延せしめられて、科・道官と府県官との双方が継続的に員缺状態に放置される重要な意義が存したと考えられる。（九七五、一〇）

註

- ① 『万曆邸鈔』万曆十九年七月、「（申）時行執政、而（蹇）達以同年之故、拳于賓縁、遂得蘇松（兵備道）員缺。」顧炎武『日知錄』卷一二、員缺。嘉慶二十年外方山人自序『談徵』言部、員缺。
- ② 万曆時の員缺問題を部分的に扱つたものとしては、以下の論著があげられる。趙翼『廿二史劄記』卷三五、万曆中缺官不補。趙光賢『明失遼東考原（統）』『輔仁學誌』第十卷第一第二合期、一九四一、輔仁大學輔仁學誌編輯委員

会、第三章、明季之政治与經濟。孟森『明代史』一九五七、

中華叢書委員會、第二編、第五章、万曆之荒怠、二八五一

二八七頁。三田村泰助『明と清』『世界の歴史』¹⁴、一九

六九、河出書房新社、二一七一一九頁、開店休業の条。

黄開華「晚明竊政促致社会経済崩潰之剖析」『明史論集』

一九七一、誠明出版社、一、神宗怠政之影響、四一五一四

二三頁。

③ 『北海集』卷三四、銓部稿、為方面缺官太多吏治廢弛已

極、懇乞聖明速賜点用、以修舉實政以奠民生疏。

④ 『明実錄』万曆四十八年七月丙申（十五日）の条。

⑤ 『万曆明会典』卷五、吏部四、推陞。

⑥ 『万曆明会典』卷五、吏部四、選官。

⑦ 『明実錄』万曆三十四年三月丁亥の条。

⑧ 『明実錄』万曆四十七年三月癸酉（十五日）の条。

⑨ 『明実錄』万曆四十八年正月乙酉の条。

⑩ 同註 5。

⑪ 同註 5。

⑫ 『明実錄』万曆二十七年閏四月丙申の条。

⑬ 『北海集』卷三二、銓部稿、為行取原係旧章守候再經新

歲、懇乞聖明速賜考選以光聖治疏、「竊惟、行取一事、始

於前年十二月、至去年正月以後、則各官皆集輦轂下矣。臣等題請考選、未奉明旨。……國家設官極重言路、選授之法

万曆政治における員缺の位置（和田）

特異。諸曹各官先任而徐考其成。言官先考而始授以任。是

維鉅典、夙号至公。」『明実錄』万曆二十三年二月乙巳、

「大學士陳子陛陳時政之要六事。……勸獎外吏。令考選科道者

推知与州守並預、進士与科貢並預。」

同註 3。

⑯ 『明実錄』万曆三十三年五月戊戌の条。

⑰ 『明実錄』万曆三十七年六月己巳の条。

⑱ 『明実錄』万曆二十四年七月己巳の条。

⑲ 『野獲編』卷二二、鄉紳見監司礼。

⑳ 『五雜組』卷一四、事部二。

㉑ 『北海集』卷三二、銓部稿、為撫臣待命已久封疆關係非

輕、懇乞聖明□□賜批發以便責成疏。

㉒ 『北海集』卷三六、銓部稿、為總開大僚員缺以便欽点疏。

㉓ 『明実錄』万曆三十二年六月丙戌の条。

㉔ 『明実錄』万曆三十五年十二月庚午、同四十年二月己卯、

同四十年三月丁巳、の各条参照。

㉕ 『明実錄』万曆三十七年八月癸丑、同四十年二月己卯、

同四十年三月丁巳、の各条参照。

㉖ 『明実錄』万曆三十五年十二月庚午、「左副都御史詹沂

言。天下接差不過三十餘處。而今缺其半。九邊則遼東宣大

甘肅、皆迫隣戎虜為屏藩重地。而陝西之茶馬、河東之鹽課、

- 皆与遼東等差並急。各省則淮揚廣東福建江南雲南皆缺。而廣西缺已四年、陝西貴州亦候久不代。此國家二百余年所未見者。乞下考選之疏、命諸御史美授差遣。不報。」なお、『明実錄』万曆三十九年十月庚辰、同四十年四月乙丑、の各条参照。
- ③〇 『明実錄』万曆四十一年十一月乙亥の条。
- ③一 『明実錄』万曆四十七年二月丙辰の条。
- ③二 『明実錄』万曆四十七年六月甲寅の条。なお、『明実錄』万曆四十六年三月辛未、同四十八年正月乙酉、の各条参照。
- ③三 同註24。
- ③四 『明実錄』万曆二十四年七月戊辰、「四川道御史汪以時奏地方缺官之害。藩司分守臬司分巡職掌各屬。每遇員缺、則撫按必擇近便者一人、使之攝理。職錢穀而攝軍屯、職兵戎而攝塩馬。夙昔未獲嫓習、旦夕烏能旁通顛委。不暇究心咎刻難于判發。聰明少有未徧、寧免乖違。才力稍有不同、豈無愆謬。舞文者乘此弄其機械、玩法者藉是恣其浸漁。文移之往來、獄訟之聽斷、近者數十里、遠者數百里、又遠者千有余里、道路奔走、歲月牽纏、費用不支、勞苦勿恤。或鬻買其妻子而事尚未完。或軄死于溝壑而寃莫可訴。司道缺官廢事病民為害大端如斯。」
- ③五 同註3。
- ③六 『北海集』卷三二、銓部稿、為災異疊見時事可虞、懇乞

聖明謹天戒憫人窮以保万世治安疏、「臣等竊見、……近來天下賦稅之額、比二十年以前、十增其四。天下殷實之戶、比二十年以前、十減其五。東征西討蕭然苦兵。自礮使出而百姓之苦更甚於兵。稅使出而百姓之苦更甚於礮。加以水旱蝗災流離載道。畿輔近地夥盜公行、至殺職官家屬十余人。而地方官不敢以盜聞。臣等以為此非細故也。」

③七 同註2、孟森『明代史』二八七頁。

③八 田中正俊「民變・抗租奴變」「世界の歴史」11、ゆらぐ中華帝國、筑摩書房、一九六一、四四頁。

③九 『北海集』卷三三、奏疏、銓部稿、為仰繹綸音俯循職掌、懇乞速俞考選以光盛治。

④〇 『北海集』卷三三、奏疏、銓部稿、為中使醜多端飾詞過寒、懇乞聖明察事理收人心以遏亂萌疏、「今之紛紛言利者、皆誘以說之所必入者也。地方官員不堪擾害、或有異同則以阻撓之說先入主聽。凡有爭礼爭議不善奉承者、皆以阻撓坐之。上固疑其有是而彼即以是說進、安得不怒。恐天下百姓不堪、必致激變。……近値作張皇之狀、淆以誣誕之詞。但得陛下一怒則人之罪立成而已。之是非曲直、更不復問、以致雷霆屢震、繫逮紛紜。知府吳寶秀逮矣。推官華鈴逮矣。知州甘學書逮矣。知縣吳宗堯、國賢王正志、吳一元逮矣。巡撫參兵備逐而有司之譖者斥者不與焉。彼既陰操上之喜怒而明制下之禍福。因以恐喝天下奴隸有司魚肉百姓。天下知而

不敢言。言而不得入。……陛下深惟大計。收拾人心、免逮外吏、量從降罰以收臣子之心。免逮諸生以其事付撫按問理、以收士子之心。詰責各處巡撫布政司、照議定額數催徵、類齊撫臣、交與內臣解進、徵者不解、解者不徵、內臣但取足于撫臣、與有司更無相涉、則爭端何由而起。有司欲阻撓主使而不可得、內臣欲加有司以阻撓主使而不可得。其余撥置原奏奸党盡數究逐、省事息爭亦不得已之下着也。」

(補註)『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄一卷』に掲る進士初任官の陞遷コース表。

		榜位 (373人) 人員		見習士初任後		官品		初任官以後の主な陞遷コース	
三甲 19人		二甲 43人		三甲 9人		一甲 13人		一甲 2人	
		六部主事				翰林院庶吉		翰林院修撰	
		正六品		未入流		正七品		從六品	
		六部員外郎→(郎中→知府)(43人)		六科給事中→六部監察御史→參議(3人)。		一人は不明、一人は卒す。		調推官。	
		六部主事(卒す、又は不明)(15人)。		六部郎中・僉事(2人)。		六科給事中→六部監察御史→參議(3人)。		六科給事中→太僕寺少卿(4人)。	
		その他(2人)。							

万曆政治における員缺の位置（和田）